

平成 27 年 12 月 24 日
文 部 科 学 省

学校基本調査及び学校教員統計調査の変更に関する 審査メモで示された論点に対する回答

《学校基本調査関係》

1 学校基本調査の変更

(2) 調査票の新設

- ア 学校調査票（義務教育学校）を新設する。
- イ 卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）を新設する。

義務教育学校の制度にかんがみ、調査項目として追加するべき事項はないか。

（回答）

学校基本調査は、幼稚園から大学まで全国すべての学校を調査対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的としている。

平成28年4月からは、①組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上、②子どもたちの社会性の育成機能の向上、③「中1ギャップ」の緩和をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少等を目的とする小中一貫教育制度が行われることになり、現行の小学校・中学校に加え、義務教育学校が創設されることになっている。このため、学校基本調査としては、新たに「学校調査票（義務教育学校）」を新設の上、義務教育学校の基本的事項について調査する。小中一貫教育制度の概要については、別紙1のとおり。

なお、義務教育学校は、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行うことから、調査事項については、「学校調査票（小学校）」、「学校調査票（中学校）」の内容を踏襲した調査を行うこととしているため、追加するべき事項はないと考える。

(3) 調査事項の変更

イ 学校調査票（小学校）（様式第2号）、学校調査票（中学校）（様式第3号）、学校調査票（義務教育学校）（様式第27号）、卒業後の状況調査票（中学校）（様式第23号）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校）（様式第31号）における「小中一貫教育の実施形態」欄の追加

- 1 小中一貫教育の実施形態について、施設形態別に把握することとしているが、小中一貫教育の理念・目的等を踏まえ、小中一貫教育の実施状況の全体像を把握するために、これ以外に把握が必要な事項はないか。
- 2 調査結果について、どのように利活用を行うことを想定しているか。

（回答）

- 1 小中一貫教育については、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校だけでなく、既存の小学校と中学校が連携して小中一貫教育を行う場合もあるため、平成28年度調査では、新たに調査項目「小中一貫教育の実施形態」を学校調査票（小学校）、学校調査票（中学校）に追加するものであり、追加するべき事項はないと考える。
- 2 既に小中一貫教育に取り組んでいる地域では、地域の実情に応じた多種多様な形態で取組が行われていると承知している。文部科学省としても、今後、各地域の実情に応じた多種多様な小中一貫教育の取組が行われるよう、今後的小中一貫教育の推進に資する支援の在り方を検討する上で基礎資料として活用するものである。

ウ 学校調査票（中学校）（様式第3号）及び学校調査票（義務教育学校）（様式第27号）における「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）」欄の追加

- 1 これまで二部授業について把握してこなかった理由は何か。また、近年の二部授業を取り巻く環境にどのような動きがあるか。
- 2 二部授業について、学級数、生徒数、教員数を把握することとしているが、これ以外に把握が必要な事項はないか。
- 3 調査結果について、どのように利活用を行うことを想定しているか。
- 4 本項目では、公立の夜間中学校について把握することとしているが、近年取組が盛んであるとされるいわゆる自主夜間中学の実態について、把握する必要はないか。

（回答）

- 1 学校基本調査における二部授業は、昭和27年度～昭和41年度調査まで調査し、昭和41年に行政管理庁が出した「いわゆる夜間中学は、義務教育のたてまえから好ましくなく、廃止するよう指導すること」との趣旨の勧告、長期欠席した児童への対策の充実に伴う夜間学級（二部学級）に通学する学齢生徒の大幅な減少等により、本調査として把握しなかった。

近年、義務教育未修了者の学習機会を確保する場として、各地域で実施している中学校夜間学級の取組が多方面でも注目されるだけでなく、教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月3日）において「義務教育未修了者の就学機会確保に重要な役割を果たしている夜間中学について、その設置を促進する」と提言しているところであり、文部科学省としても今後その取組を推進するため、その実態を調査するものである。

- 2 平成28年度調査における二部授業に係る調査項目については、以前に学校基本調査で調査していた調査項目を踏襲しているため、追加するべき事項はないと考える。
- 3 文部科学省としては、今後、義務教育未修了者の学習機会を提供する場を充実・拡充させるため、中学校夜間学級の取組及び未設置の道県への支援、教員の配置等を検討するにあたっての基礎資料として活用するだけでなく、地方交付税法における基準財政需要額の算定資料として活用されるものである。
- 4 学校基本調査は、学校教育法第1条、第124条、第134条及び教育基本法第6条第1項に規定する学校を調査しており、社会教育施設等において取り組まれている「いわゆる自主夜間中学」を学校基本調査で調査することは想定していない。
なお、平成26年5月1日現在で文部科学省が把握している自主夜間中学の状況は、
 - 自主夜間中学・識字講座等の生徒数： 7,442人
 - 域内に自主夜間中学・識字講座等の取組がある市町村： 154市区町村である。

エ 学校調査票（小学校）（様式第2号）、学校調査票（中学校）（様式第3号）及び学校調査票（中等教育学校）（様式第5号）における「理由別長期欠席者数」欄の削除（平成28年度調査から適用）

報告者負担の軽減にも配慮しつつ、本調査事項を削除することによる支障はないか。

(回答)

- 1 学校基本調査においては、前年度間に30日以上欠席した児童生徒について理由別（病気、経済的理由、不登校、その他）に調査しており、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査は、前年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校児童生徒数、不登校になったきっかけ、不登校児童生徒への指導結果状況、不登校児童生徒に効果のあった学校の措置等を調査している。
- 2 昨今、不登校児童生徒の問題は社会的な課題であり、その対応は早急に取り組む必要があり、文部科学省では、平成27年1月に「不登校に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等について検討している。不登校児童生徒の実情を把握・分析する上で、現在、前年度間に30日以上欠席した児童生徒数を把握しているが、今後は30日以上に限らずより詳細に不登校児童生徒に係るデータを充実した上で、不登校児童生徒への支援・改善方策を行う必要がある。
- 3 現在、両調査において不登校児童生徒について調査しているが、今後は、不登校児童生徒について詳細な調査をしている児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に統一化を図り、学校基本調査からは本調査項目を削除する。
- 4 なお、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は各都道府県教育委員会を経由して、全国すべての小学校・中学校等を調査し、一般統計であるものの、調査票の回収率は毎年100%を達成しているため、学校基本調査から本調査事項を削除しても支障はないと考える。

(4) 集計事項の変更

- 1 調査票の新設及び調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。
- 2 集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて、十分かつ適當なものとなっているか。

(回答)

- 1 資料4－2の別添1を参照されたい。
- 2 調査票の新設、調査事項の追加等による集計事項の変更は、他の学校種に準じた集計を行うため、適當である。

(5) 調査結果の公表の方法の変更

利用者の利便性の観点から、調査結果の公表について、現時点でどのような工夫をしているか。また、今後どのような取組を行うのか。

(回答)

学校基本調査は、毎年5月1日現在で実施し、その調査結果は、8月上旬に速報値として公表、12月下旬に報告書を刊行の上、確定値として公表している。

公表するにあたっては、紙媒体の冊子だけでなく文部科学省ホームページにおいて、公表と同時にすべての統計表を公表している。

また、平成22年度調査結果からホームページに掲載している内容は、紙媒体で公表した統計表だけでなく、一般の方々からのニーズの高い市町村別に集計した統計表も掲載しており、利用者のニーズに対応した取組を行っているところ。

今後、さらに利用者の利便性の向上につながる取組について充実を図りたい。

《学校教員統計調査関係》

1 未詰問基幹統計としての確認事項

- 1 本調査の行政施策上の具体的利用状況如何。また、3年周期で実施されているが、その理由は何か。報告者負担にも十分留意しつつ、行政施策への活用を始め、統計ニーズの観点からみて、当該調査周期により実施することによる問題はないか。
- 2 本調査結果については、行政施策の利活用のほか、具体的にどのように利活用されているか。本調査結果の更なる有効活用が図られるよう、統計ニーズの積極的な把握に努め、本調査結果の具体的な利活用例を示すなど、利用可能性の周知を図る必要性はないか。
- 3 本調査は、教員個人調査において標本調査を行っているが、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度等）や結果数値の推計方法はどのようにになっているか。また、これらの情報について、調査結果の信頼性の確保、及び上記2における本調査結果の更なる有効活用を図る観点からも、これらの情報をホームページ上で積極的に公表するなどの取組が重要かつ必要ではないか。

(回答)

- 1 文部科学省は、教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする教員免許制度をはじめ、学校の教員に関する様々な施策を担っていることから、教員の計画的な養成や、待遇の改善等の基礎資料とするため、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかとすることを目的として、本調査を実施している。
3年周期としている理由としては、本調査は、教員一人一人の年齢や給料月額、免許状の保有状況、採用前の前歴、離職の理由など、個人的な属性を詳細に調査しており、毎年調査することは、回答する学校側に大きな負担がかかることがある。
また、毎年度実施している学校基本調査において、職名別・性別の教員数など、教員の基本的な数については把握していることや、本調査の調査内容上、短期間で傾向が大きく変わるものではないことから、利用ニーズと調査客体の負担とのバランスを勘案し、3年周期で実施している。
- 2 本調査の活用事例としては、文部科学省内では中央教育審議会教員養成部会において、本調査の結果に基づき、教員の経験年数の低下と、その対策として継続的な研修の充実のための環境整備が議論されている。（別紙2参照）
また、他省庁での利活用事例として、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会において、40歳未満の大学本務教員の割合を3割以上とする目標を設定することが議論されており、本調査の結果が指標として活用されている。（別紙3参照）
なお、利用可能性の周知については、指摘を踏まえ、どのような利活用例を示すことが適切かなど、周知方法を今後検討したい。
- 3 本調査の教員個人調査における抽出については、標本誤差の目標精度を信頼水準95%で4%（公立小学校は3.5%，私立専修学校・私立各種学校は5%）に設定し、前年度の学校基本調査における学校数・教員数に基づき、都道府県別に抽出率を設定している。なお、抽出率が設定されていない学校種・設置者区分については、全数で調査している。（別紙4参照）

また、結果数値の推計方法については、以下の計算式により都道府県ごとにウェイト値を算出し、推計している。

- 公立小学校・中学校、公立高等学校（全日制・定時制）、私立全日制高等学校、公立・私立幼稚園）の場合

$$\text{ウェイト値} = \frac{\text{本調査の学校調査による教員総数（性別、5歳毎の年齢区分別、職名別）}}{\text{本調査の教員個人調査による教員数（性別、5歳毎の年齢区分別、職名別）}}$$

- 私立専修・各種学校の場合

$$\text{ウェイト値} = \frac{\text{学校基本調査による教員総数（都道府県別、本務・兼務別）}}{\text{本調査の教員個人調査による教員数（都道府県別、本務・兼務別）}}$$

※私立の専修学校・各種学校については学校調査を行っていない。

なお、教員個人調査の都道府県別抽出率については、現状でも文部科学省ホームページで公表しているが、推計方法等、公表していない情報もあるため、指摘を踏まえ公表する方向で検討したい。

2 学校教員統計調査の変更

（2）調査票の新設

- ア 教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）を新設する。

本調査票は、教員個人調査票（幼稚園）をベースとして作成されており、「10 保育士免許の有無」以外の項目は教員個人調査票（幼稚園）と同一となっているが、新幼保こども園の制度にかんがみ、調査項目として追加するべき事項はないか。

（回答）

本調査票は、新幼保こども園の教員の資格要件について、「認定こども園法」第15条の規定により教育職員免許法に基づく幼稚園教諭の免許状と保育士資格が必要であることを踏まえ設計していること、及び新幼保こども園の教員の個人属性や職務態様が、幼稚園と異なるわけではないことから、特段追加するべき項目はないと考える。

（参考）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

（平成十八年六月十五日法律第七十七号）

第十五条

主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

- 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 4 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。
- 5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。
- 6 （略）

イ 教員個人調査票（義務教育学校）を新設する。

本調査票は、教員個人調査票（小学校・中学校）をベースとして作成されており、すべての項目で教員個人調査票（小学校）又は教員個人調査票（中学校）と同様の調査項目が設けられているが、義務教育学校の制度に鑑み、調査項目として追加するべき事項はないか。

（回答）

本調査票は、義務教育学校制度の創設に伴い教育職員免許法が改正され、同法第3条第4項の規定により、義務教育学校の教員については小学校と中学校の両方の免許状が必要となることを踏まえ設計されていること、及び義務教育学校の教員の個人属性や職務態様が、小学校や中学校の教員と異なるわけではないことから、特段追加するべき項目はないと考える。

（参考）

教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第百四十七号）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

（3）集計事項の変更

- 1 調査票の新設及び調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。
- 2 集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

（回答）

1 資料4－2の別添2を参照されたい。

2 集計事項については、調査票の新設、調査事項の追加等の内容、及び既存の幼稚園、小学校、中学校の集計事項における利活用を踏まえ設定しており、適当であると考える。

（以上）

(5) 調査結果の公表の方法の変更

利用者の利便性の観点から、調査結果の公表について、現時点でのどのような工夫をしているか。また、今後どのような取組を行うのか。

(回答)

学校教員統計調査は、3年毎に10月1日現在で実施し、その調査結果は、翌年度の10月に中間報告として公表、3月に報告書を刊行の上、確定値として公表している。

公表するにあたっては、紙媒体の冊子だけでなく文部科学省ホームページにおいて、公表と同時にすべての統計表を公表している。

また、平成13年度調査結果からは、ホームページに掲載している内容は、紙媒体で公表した統計表だけでなく、利用者からのニーズの高い都道府県別に集計した統計表も掲載しており、ニーズに対応した取組を行っているところ。

今後、さらに利用者の利便性の向上につながる取組について充実を図りたい。